

発議案第17号

九州電力川内原子力発電所の停止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年6月21日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠	印
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	印
	同	植 田 進	印
	同	三 田 登	印
	同	高 山 敏 朗	印
	同	橋 本 淳	印
	同	原 弘 志	印

提案理由

国に対し、九州電力川内原子力発電所の停止を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

九州電力川内原子力発電所の停止を求める意見書

国内でただ一つ稼働中である九州電力川内原子力発電所の1、2号機は直ちに停止すべきである。

本年4月14日の夜、熊本地方を襲ったマグニチュード6.5、最大震度7の地震は、さらに16日未明にはマグニチュード7.3、最大震度7を記録し甚大な被害をもたらした。その後も、震源の北東側の阿蘇地方や大分県でも活発な地震活動が起きており、震度5や6クラスの強い地震が相次いで発生している。

専門家の指摘では、川内原発のある南西方面での地震に警戒する必要があるとされ、「不測の事態に備え、地震が落ちつくまで川内原発をとめてほしい」との声が上がっている。

東京電力福島第一原子力発電所事故は、「津波の危険」が指摘されていながら対応せず起きた重大事故であり、その結果は、5年経過した今も10万人近くが避難生活を送り、2015年度の国勢調査速報値では原発に近い浪江、富岡、大熊、双葉の4町で人口ゼロと記録されるなど、ほかの事故や自然災害とは「異質」の事態が起きているのである。

熊本県益城町では1,580ガルの揺れを観測したとされているが、川内原発が想定している基準地震動は620ガルとされている。再稼働を認めた原子力規制委員会の根拠は、崩れていると言わざるを得ない。「不測の事態に備え、地震が落ちつくまで川内原発をとめてほしい」との声は当然の要望である。

よって、本市議会は国に対し、九州電力川内原子力発電所の停止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月29日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
環境大臣様